

臨時株主総会招集ご通知



株式会社チェンジ
証券コード 3962

開催日時

2020年10月5日（月曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区芝公園三丁目5番8号
一般財団法人機械振興協会
機械振興会館 B2階ホール

決議事項

議案 当社と株式会社トラストバンク
との株式交換契約承認の件

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
株 式 会 社 チ ェ ン ジ
代表取締役兼執行役員社長 福 留 大 士

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を受け、不要不急の外出は差し控えるべき状況が継続しております。この状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2020年10月2日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日はご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようZoomウェビナーを通じて視聴のみのオンライン参加ができるようにいたします。また、株主様からのご質問にお答えさせていただく機会として、本総会終了後に引き続きZoomウェビナーを通じて「株主様との対話の会」を実施させていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月5日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番8号
一般財団法人機械振興協会 機械振興会館 B2階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
決議事項
議 案 当社と株式会社トラストバンクとの株式交換契約承認の件

以 上

- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「株式会社トラストバンクの最終事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）に係る計算書類等」につきましては、法令及び定款第14条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.change-jp.com/ir/meeting/#ir_content_top）に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.change-jp.com/ir/meeting/#ir_content_top）に掲載させていただきます。
- ◎受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、この「臨時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ◎株主様の座席は、前後左右に一定の間隔を空けさせていただきます。
- ◎本総会に出席する役員及び運営事務局は、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎本総会にオンラインで出席する役員がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本総会の開催内容につきましては、録画させていただき、後日当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。

<オンライン参加の方法>

- ◎本総会へのオンライン参加は、Zoomウェビナーを通してお願いいたします。参加手続きの詳細につきましては、本招集ご通知に同封の「当社臨時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎本総会へのオンライン参加においては、質問や動議提出、動議採決を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。なお、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎オンライン参加の場合、Q&A機能を用いてコメントをしていただくことが可能です。Q&A機能を用いてコメントいただきました質問につきましては、発言の効力はございませんので、あらかじめご了承ください。なお、議案に関連するコメントについては、当社の判断で本総会中に取り上げる可能性があります。
- ◎コメント時には、議決権行使書用紙に記載の株主番号及び氏名を記載くださいますようお願い申し上げます。

<「株主様との対話の会」のオンライン実施>

- ◎本総会終了後に引き続きZoomウェビナーを通して「株主様との対話の会」を実施させていただきます。
- ◎「株主様との対話の会」におきましては、チャットを通してご質問をお寄せいただくことが可能となっております。お時間の都合上、全てのご質問にお答えすることができない可能性がございますこと、あらかじめご了承ください。
- ◎ご質問時には、議決権行使書用紙に記載の株主番号及び氏名を記載くださいますようお願い申し上げます。株主番号及び株主名簿に記載されている氏名の記載がない株主様からのご質問にはお答えすることができないこと、あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年10月5日(月曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年10月2日(金曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年10月2日(金曜日) 午後6時入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

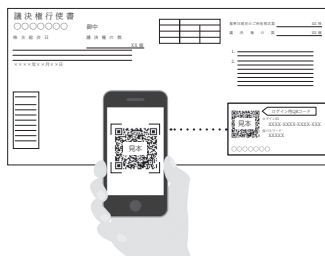
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案

当社と株式会社トラストバンクとの株式交換契約承認の件

当社は、2020年8月12日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社である株式会社トラストバンク（以下「トラストバンク」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、2020年8月12日付で、トラストバンクとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものであります。本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は、次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

当社は「Change People, Change Business, Change Japan」をミッションとして、新たなIT技術と人材の育成を通じた日本の生産性向上を目指した事業を展開しております。今後、大幅な労働人口の減少が予測される日本において、デジタル技術の活用やその活用を推進する人材の育成が我々の社会を持続可能なものにするという考え方に基づいてこのような事業活動を行っております。また、日本が変わるためには、一つ一つの地域が変わらなければならない、地方創生は我々の事業のベースともいえる領域です。

一方、トラストバンクは「ICTを通じて地域とシニアを元気にする」というミッションのもと、2012年に設立されました。中核事業は、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」であり、1,500を超える地方自治体と契約を締結し、ふるさと納税制度の普及に貢献してきました。そして、2018年11月30日に、地方自治体向けにICTサービスを展開することを狙いとして、当社が60.11%の議決権所有割合となる株式を取得し子会社化しました。また、2019年8月30日に追加取得を行い、現在、議決権所有割合は70.23%となっております。

現在、両社での業務連携による事業拡大については順調に進んでおり、地域の持続可能性を高めるための新サービスの立ち上げを加速させております。そのような中、今回トラストバンクを完全子会社化することにより、グループ経営体制の機動性と柔軟性をさらに高め、当社グループ間での経営資源を活用した事業の持続的な成長、企業価値向上を実現できるものと考えております。

また、完全子会社化により、当社の連結業績において非支配株主帰属分で控除されることがなくなります。そのため、本株式交換は来期以降の連結最終損益の改善に寄与するものと考えております。

2.本株式交換契約の内容

当社がトラストバンクとの間で2020年8月12日付にて締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社チェンジ（以下「甲」という。）及び株式会社トラストバンク（以下「乙」という。）は、2020年8月12日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条(本株式交換)

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲(株式交換完全親会社)

商号:株式会社チェンジ

住所:東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

(2)乙(株式交換完全子会社)

商号:株式会社トラストバンク

住所:東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1.甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に6,361.32を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2.甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式6,361.32株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3.前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条(甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条(本効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2020年10月8日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

- 1.甲は、2020年10月5日に開催予定の臨時株主総会(以下「甲臨時株主総会」という。)において、本契約の承認を求める。
- 2.乙は、2020年10月5日に開催予定の臨時株主総会(以下「乙臨時株主総会」という。)において、本契約の承認を求める。
- 3.本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲臨時株主総会又は乙臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条(事業の運営等)

- 1.甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
- 2.甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者の書面による同意を得るものとする。

第8条(剰余金の配当)

甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。)の決議を行ってはならない。

第9条(自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却するものとする。

第10条(本株式交換の条件変更及び中止)

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲臨時株主総会又は乙臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合
- (2) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合
- (3) 前条に基づき本株式交換が中止された場合

第12条(協議)

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以上の合意を証するため、本契約を2通作成し、記名押印の上、各当事者1通を所持する。

2020年8月12日

(甲) 東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
株式会社チェンジ
代表取締役 福留 大士

(乙) 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク
代表取締役 川村 憲一

3.会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号に定める事項の内容の概要）

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社	トラストバンク
本株式交換に係る割当比率	1	6,361.32 (株式分割前)
		12,722.64 (株式分割後)
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：1,984,730株（予定）	

(注1) 株式分割

当社は、本株式交換契約を締結後、2020年9月1日付において普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております（以下「本株式分割」といいます。）。

(注2) 株式の割当比率

トラストバンクの普通株式1株につき、当社の普通株式12,722.64株（本株式分割の効力発生前の当社株式6,361.32株）を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するトラストバンクの普通株式368株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

(注3) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がトラストバンクの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のトラストバンクの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するトラストバンクの普通株式の合計数に12,722.64株を乗じた数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。

当社は、本株式交換に際して、新たに発行する普通株式を使用する予定です。なお、トラストバンクは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時までにトラストバンクが保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じてトラストバンクが取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、トラストバンクによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1単元（100株）に満たない数の株式）を保有することとなる当社の株主においては、会社法第192条第1項の定めに基づき、その保有する単元未満株式を、当社に対し、買い取ることを請求することができます。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理するものとします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 算定機関の名称並びに当社及びトラストバンクとの関係

SBI証券は、当社及びトラストバンクから独立した第三者算定機関であり、当社及びトラストバンクの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

SBI証券は、当社については上場会社であり市場株価が存在することから、市場株価平均法（2020年8月7日を算定基準日として、算定基準日の終値、2020年7月8日から算定基準日までの直近1ヶ月の終値単純平均値及び2020年5月8日から算定基準日までの直近3ヶ月の終値単純平均値を基に分析しております。）を用いて算定を行いました。なお、以下の算定は、2020年9月1日付で行われた本株式分割の効力発生前の株式数に基づき行われております。

トラストバンクについては、非上場会社であることから市場株価平均法は採用せず、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、次のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	トラストバンク	
市場株価平均法	DCF法	5,881.27～9,088.76 (株式分割前)

SBI証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSBI証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、SBI証券の株式交換比率の算定は、2020年8月7日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであり、当社及びトラストバンクの事業見通し並びに財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討・作成されていることを前提としています。また、DCF法の算定の基礎としたトラストバンクの利益計画については、2020年9月期の業績見通し、2021年9月期及び2022年9月期の最新の中期経営計画を前提としており、当該期間において大幅な増減益を見込んでおりません。

なお、第三者算定機関であるSBI証券による本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

(ウ) 当社における利益相反を回避するための措置

2020年8月12日開催の当社の取締役会では、取締役会6名のうち、福留大士及び山田裕を除く取締役4名により審議を行い、全員一致で承認可決しました。

(エ) トラストバンクにおける利益相反を回避するための措置

当社は、トラストバンクの普通株式368株（議決権所有割合70.23%）を保有し、トラストバンクを連結子会社としております。また、当社の代表取締役の福留大士、取締役の山田裕及び従業員の木澤真澄はトラストバンクの取締役を兼務しております。かかる関係が存在することに鑑み、本株式交換の意思決定過程における恣意性や利益相反のおそれを排除し、公平性、透明性及び客観性を担保するため、トラストバンク取締役会では取締役5名のうち、福留大士、山田裕及び木澤真澄を除く取締役2名により本株式交換に係る検討を行い、全員一致により承認可決しました。

(2) 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途適当に定める額といたします。

4. 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

トラストバンクの最終事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）に係る計算書類等の内容は、当社は法令及び定款第14条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.change-jp.com/ir/meeting/#ir_content_top）に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 当社は、2020年8月12日に、当社を株式交換完全親会社とし、トラストバンクを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、前記のとおりです。

(2) 当社は、2020年9月1日に、株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割をいたしました。また、株式分割に伴い、2020年9月1日をもって当社の定款の一部変更を行い、当社の株式の発行可能株式総数を46,080,000株から92,160,000株へと変更しております。

6. トラストバンクにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) トラストバンクは、2020年8月12日に、当社を株式交換完全親会社とし、トラストバンクを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、前記のとおりです。

(2) トラストバンクは、2020年8月12日付で、トラストバンクが保有する全ての自己株式である甲種類株式488株を消却いたしました。

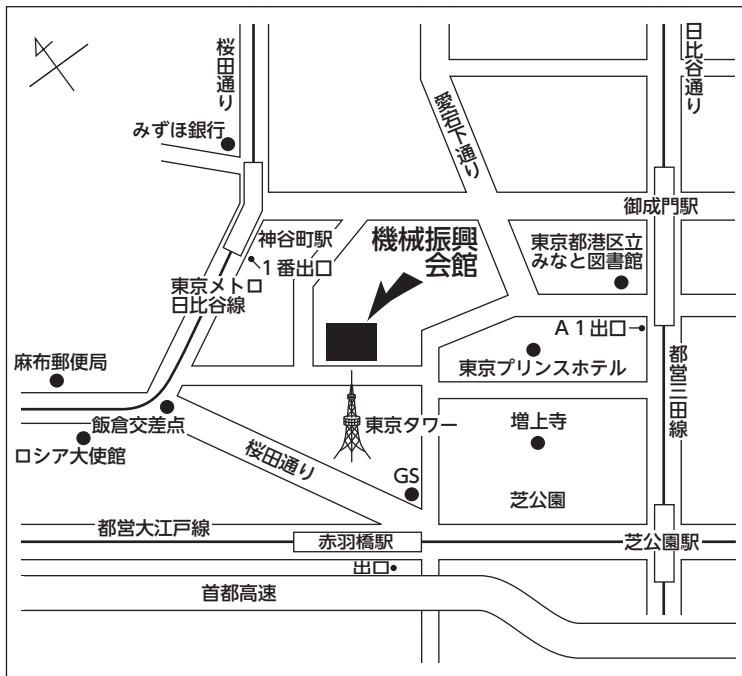
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園三丁目5番8号
一般財団法人機械振興協会 機械振興会館 B2階ホール
TEL 03-3434-8216



[交通のご案内]

- | | |
|------------|--|
| 東京メトロ 日比谷線 | 「神谷町駅」徒歩8分
(1番出口東京タワー・芝公園方面出口) |
| 都営地下鉄 大江戸線 | 「赤羽橋駅」徒歩10分
(赤羽橋方面出口) |
| 都営地下鉄 三田線 | 「御成門駅」徒歩8分
(A1出口芝公園3・4丁目、増上寺、東京タワー方面出口) |

[お願い]

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。